

第5章第2節～第7節に定める様式は省略いたします。

## 第2節 乗車券の様式

### 第1款 普通乗車券の様式

第118条（乗車券類印刷発行機用普通乗車券の様式）

第119条（常備片道乗車券の様式）

第120条（補充片道乗車券の様式）

第121条 削除

第122条（補充往復乗車券の様式）

### 第2款 定期乗車券の様式

第123条（乗車券類印刷発行機用定期乗車券の様式）

第124条（補充定期乗車券の様式）

### 第3款 回数乗車券の様式

第125条（常備普通回数乗車券の様式）

第126条（補充普通回数乗車券の様式）

### 第4款 団体乗車券の様式

第127条（団体乗車券の様式）

### 第5款 貸切乗車券の様式

第128条（貸切乗車券の様式）

## 第3節 特別急行券の様式

第129条（乗車券類印刷発行機用特別急行券の様式）

第130条（常備特別急行券の様式）

第131条（補充特別急行券の様式）

第132条 削除

## 第4節 削除

第133条 削除

## 第5節 削除

## 第6節 車内券の様式

(車内券の発行)

第134条 携帯型乗車券発行機により発行する車内券は、普通乗車券、特別急行券、特別車両券、個室券及び普通手回り品切符の代用として発行するほか、乗車変更等の取扱いをした場合に、その取扱いをした証として発行する。

第135条 (車内券の様式)

## 第7節 特殊補充券の様式

(特殊補充券の発行)

第136条 特殊補充券は、乗車券類の代用として発行するほか、乗車変更等の取扱いをした場合に、その取扱いをした証として発行する。

2 特殊補充券は、出札補充券・改札補充券及び車内補充券の3種類とする。

第137条 (特殊補充券の様式)